

原危管発 第 14 号  
平成 30 年 7 月 3 日

原子力規制委員会  
原子力規制庁  
緊急事案対策室長 殿

関西電力株式会社  
原子力事業本部  
原子力安全部

大飯発電所原子力事業者防災業務計画の読み替えについて（連絡）

平成 29 年 11 月 10 日付け関原発第 298 号にて届け出ました「大飯発電所原子力事業者防災業務計画」につきましては、発送電分離に伴う分社化を見据えた本店原子力緊急時対策本部の班名称他の変更による読み替えが必要となりました。

つきましては、「原子力事業者防災業務計画の確認に係る視点について」に基づく軽易な変更扱いとして、次回修正までの期間、添付資料の通り読み替えることにより運用いたしますのでご連絡申し上げます。

以 上

添付資料

大飯発電所原子力事業者防災業務計画読替表

## 大飯発電所原子力事業者防災業務計画読替表

現行	読替後	説明
<p style="text-align: center;">第3章 緊急事態応急対策の実施等</p> <p style="text-align: center;">第1節 通報、報告等の実施</p> <p>2. 施設等の立上げ</p> <p>(1) 発電所警戒本部長は、警戒体制を発令した場合、総務班長に警戒本部およびテレビ会議システムの立上げを指示する。</p> <p>(2) 本店警戒本部長は、発電所における警戒体制発令の連絡を受け、本店における警戒体制を発令した場合、<u>本店総務班長</u>に本店警戒本部およびテレビ会議システムの立上げを指示する。</p> <p>(3) 発電所対策本部長は、原子力防災体制を発令した場合、総務班長に緊急時対策所の立上げを指示する。 なお、発電所対策本部長は、あらかじめ定めるところにより緊急時対策所が使用できないと認めた場合、代替指揮所を使用するよう指示する。</p> <p>(4) 本店対策本部長は、発電所における原子力防災体制発令の連絡を受け、本店における原子力防災体制を発令した場合、<u>本店総務班長</u>に本店緊急時対策本部の立上げを指示する。また、本店対策本部長は、<u>本店総務班長</u>に原子力事業所災害対策支援拠点の立上げを指示するとともに、要員の派遣、資機材等の運搬およびその他必要な措置を指示する。</p>	<p style="text-align: center;">第3章 緊急事態応急対策の実施等</p> <p style="text-align: center;">第1節 通報、報告等の実施</p> <p>2. 施設等の立上げ</p> <p>(1) 発電所警戒本部長は、警戒体制を発令した場合、総務班長に警戒本部およびテレビ会議システムの立上げを指示する。</p> <p>(2) 本店警戒本部長は、発電所における警戒体制発令の連絡を受け、本店における警戒体制を発令した場合、<u>共通班長（総務担当）</u>に本店警戒本部およびテレビ会議システムの立上げを指示する。</p> <p>(3) 発電所対策本部長は、原子力防災体制を発令した場合、総務班長に緊急時対策所の立上げを指示する。 なお、発電所対策本部長は、あらかじめ定めるところにより緊急時対策所が使用できないと認めた場合、代替指揮所を使用するよう指示する。</p> <p>(4) 本店対策本部長は、発電所における原子力防災体制発令の連絡を受け、本店における原子力防災体制を発令した場合、<u>共通班長（総務担当）</u>に本店緊急時対策本部の立上げを指示する。また、本店対策本部長は、<u>共通班長（総務担当）</u>に原子力事業所災害対策支援拠点の立上げを指示するとともに、要員の派遣、資機材等の運搬およびその他必要な措置を指示する。</p>	<p>・分社化を見据えた本店原子力緊急時対策本部の班名称の変更による読み替え（以下、同じ。）</p>

## 大飯発電所原子力事業者防災業務計画読替表

現行	読替後	説明
<p style="text-align: center;">第3章 緊急事態応急対策の実施等</p> <p style="text-align: center;">第2節 応急措置の実施</p> <p>1 1. 広報活動</p> <p>(1) 本店対策本部<b>広報班長</b>は、原子力防災センターにおける運営が開始されるまでに報道機関から取材要請を受けた場合または当社から緊急記者発表を行う必要があると認めた場合、発電所対策本部広報班長と連携を取りながら、その状況に応じて緊急のプレス発表を行う。</p> <p>(2) 発電所対策本部広報班長は、別図3-2-18に定める連絡経路により公表する内容を取りまとめるとともに、別図2-2-11（原子力防災体制時にあつては、別図2-2-8）に定める経路により関係箇所に連絡する。また、公表する内容について、あらかじめ定める関係機関へ情報連絡を行う。</p> <p>(3) 本店対策本部長は、原子力防災センターにおける運営が開始された場合は、同センター内の活動に必要な要員を派遣し、発電所の状況および実施している応急措置の概要等周辺住民に役立つ正確かつきめ細かな情報を随時報告させることにより、同センターにおいて実施される合同記者発表に協力する。</p> <p>(4) 発電所対策本部長は、原子力災害に係る住民からの問い合わせに備え、本店対策本部長の協力を得て住民広報窓口を設置する。</p>	<p style="text-align: center;">第3章 緊急事態応急対策の実施等</p> <p style="text-align: center;">第2節 応急措置の実施</p> <p>1 1. 広報活動</p> <p>(1) 本店対策本部<b>共通班長（広報担当）</b>は、原子力防災センターにおける運営が開始されるまでに報道機関から取材要請を受けた場合または当社から緊急記者発表を行う必要があると認めた場合、発電所対策本部広報班長と連携を取りながら、その状況に応じて緊急のプレス発表を行う。</p> <p>(2) 発電所対策本部広報班長は、別図3-2-18に定める連絡経路により公表する内容を取りまとめるとともに、別図2-2-11（原子力防災体制時にあつては、別図2-2-8）に定める経路により関係箇所に連絡する。また、公表する内容について、あらかじめ定める関係機関へ情報連絡を行う。</p> <p>(3) 本店対策本部長は、原子力防災センターにおける運営が開始された場合は、同センター内の活動に必要な要員を派遣し、発電所の状況および実施している応急措置の概要等周辺住民に役立つ正確かつきめ細かな情報を随時報告させることにより、同センターにおいて実施される合同記者発表に協力する。</p> <p>(4) 発電所対策本部長は、原子力災害に係る住民からの問い合わせに備え、本店対策本部長の協力を得て住民広報窓口を設置する。</p>	<p>・分社化を見据えた本店原子力緊急時対策本部の班名称の変更による読み替え</p>

大飯発電所原子力事業者防災業務計画読替表

別表2-6-1-9 本店の原子力防災教育の内容

防災教育の種類	対象者	頻 度	主な内容
原子力防災体制および組織に関する知識	本店原子力緊急時対策本部の原子力設備班、 <u>総務班</u> 、 <u>広報班</u> 、 <u>即応センター対応チーム</u> 、 <u>現地支援チーム</u> 、住民対応チーム、損害賠償担当チームのうち指名された者	1回/1年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原災法および関係法令の概要</li> <li>・発電所原子力事業者防災業務計画の概要</li> <li>・原子力防災体制の区分と発令、解除の基準</li> <li>・本店原子力緊急時対策本部および原子力事業所災害対策支援拠点の組織構成ならびに各係の職務</li> <li>・事故時影響緩和操作の概要</li> </ul>
放射線防護に関する知識	本店原子力緊急時対策本部の原子力設備班、 <u>総務班</u> 、 <u>広報班</u> 、 <u>即応センター対応チーム</u> 、 <u>現地支援チーム</u> 、住民対応チーム、損害賠償担当チームのうち指名された者	1回/3年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放射線に関する基礎的知識</li> <li>・放射線による被ばくとその経路</li> <li>・放射線の人体に及ぼす影響</li> <li>・放射線防護（除染を含む）のための措置</li> <li>・被ばくに対する応急手当の知識</li> </ul>

(注) 防災教育を受けた者は、必要に応じ所属する班の他の要員に伝達教育を行う。

読替後

別表2-6-1-9 本店の原子力防災教育の内容

防災教育の種類	対象者	頻 度	主な内容
原子力防災体制および組織に関する知識	本店原子力緊急時対策本部の原子力設備班、 <u>共通班</u> 、 <u>即応センター情報チーム</u> 、 <u>現地支援チーム</u> 、住民対応チーム、損害賠償担当チームのうち指名された者	1回/1年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原災法および関係法令の概要</li> <li>・発電所原子力事業者防災業務計画の概要</li> <li>・原子力防災体制の区分と発令、解除の基準</li> <li>・本店原子力緊急時対策本部および原子力事業所災害対策支援拠点の組織構成ならびに各係の職務</li> <li>・事故時影響緩和操作の概要</li> </ul>
放射線防護に関する知識	本店原子力緊急時対策本部の原子力設備班、 <u>共通班</u> 、 <u>即応センター情報チーム</u> 、 <u>現地支援チーム</u> 、住民対応チーム、損害賠償担当チームのうち指名された者	1回/3年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放射線に関する基礎的知識</li> <li>・放射線による被ばくとその経路</li> <li>・放射線の人体に及ぼす影響</li> <li>・放射線防護（除染を含む）のための措置</li> <li>・被ばくに対する応急手当の知識</li> </ul>

(注) 防災教育を受けた者は、必要に応じ所属する班の他の要員に伝達教育を行う。

説明

- ・分社化を見据えた本店原子力緊急時対策本部の班等名称の変更による読み替え

大飯発電所原子力事業者防災業務計画読替表

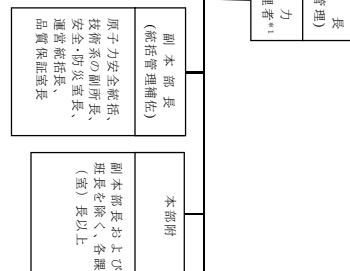
説明

・総務班に安全・防災室を加えることによる読み替え

別図 2-1-1 発電所原子力防災組織 (発電所警戒本部および発電所対策本部の組織)

警戒本部		主 任 職 務	
班	班 長	副 班 長	
総務班	所長室の係長(シニアクラス) <b>安全・防災室の係長</b> <b>安全・防災室の係長</b>	所長室の係長(シニアクラス) 係長を欠く)	1. 警戒本部の設置、運営、指令の伝達 2. 連絡・通信手段の確保 3. 委員の動員、輸送手段確保 4. 原子力災害医務班の調遣・輸送 5. 緊急時活動用資機材の調達・輸送 6. 見学者、協力会社員等の進退・避難措置 7. 消火活動 8. 他の班に属さない事務事項
広報班	所長室の係長	シニアクラスの係長	1. 報道関係対応 2. 見学者の進退誘導 3. 広報活動(緊急時プレスを含む) 4. 原子力災害センターにおける活動の支援
情報班	技術課の係長		1. 社内対策本部との情報受理・伝達把握 2. 発電所対策本部内情報の整理・収集・記録・状況把握 3. 国・自治体等関係者との連絡調整 4. 社外関係機関への通報連絡および受信 5. 広報用資料の集約 6. 他の班に属さない技術事項
安全管理班	安全・防災室係長 原子燃料課長	安全・防災室の係長、 原子燃料課の係長	1. 原子力災害合同対策協議会との情報交換 2. 事故状況の把握、評価 3. 事故影響評価と操作の検討 4. 発電所構内の警備、立入制限 5. 防護施設の利用 6. 原子力防災センターにおける活動の支援
放射線管理班	放射線管理課長	放射線管理課の係長	1. 発電所内外の放射線、放射能の測定、状況把握 2. 被ばく管理、汚染除去、拡大防止措置 3. 放射線管理資機材の整備・点検 4. 災害対策活動に伴う放射線防護措置 5. 原子力防災センターにおける活動の支援
発電班	発電室長**	発電室の係長、定検課長、 当直課長、当直主任	1. 事故状況の把握、整理 2. 事故拡大防止のための情報 3. 発電所設備の保安維持 4. 原子力災害合同対策協議会における情報収集 5. 消火活動
保修班	保安計画課長 電気保修課長 計装保修課長 原子炉保修課長 タービン保修課長 土木建築課長	保安計画課長、電気保修課長、 計装保修課長、原子炉保修課長、 タービン保修課長、土木建築課長 の係長	1. 事故原因の究明、応急対策の立案・実施 2. 発電所諸設備の整備・点検 3. 見学者、協力会社員等の進退・避難措置 4. 負傷者救助 5. 消火活動 6. 連携操作が可能な装置等の操作
特命班	副本部長または 本部付	指名された者	1. 不測の事態への対応

\* 1：原子力防災管理者は、機敏号機で同時に特定事象が発生した場合または特定事象に至ると判断した場合、以下の対応を行う。  
・副本部長または本部付から号機ごとの指揮者を指名して必要な対応にあたる。  
・号機ごとの対応者を明確にするよう発電所対策本部の各班長に指示する。  
\* 2：第一発電室長および第二発電室長を総務して発電室長と配す

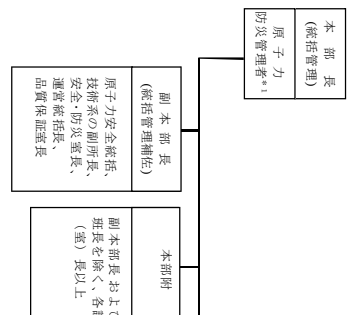


現行

別図 2-1-1 発電所原子力防災組織 (発電所警戒本部および発電所対策本部の組織)

警戒本部		主 任 職 務	
班	班 長	副 班 長	
総務班	所長室の係長(シニアクラス) 係長を欠く)	所長室の係長(シニアクラス) 係長を欠く)	1. 警戒本部の設置、運営、指令の伝達 2. 連絡・通信手段の確保 3. 委員の動員、輸送手段確保 4. 原子力災害医務班の調遣・輸送 5. 緊急時活動用資機材の調達・輸送 6. 見学者、協力会社員等の進退・避難措置 7. 消火活動 8. 他の班に属さない事務事項
広報班	所長室の係長	シニアクラスの係長	1. 報道関係対応 2. 見学者の進退誘導 3. 広報活動(緊急時プレスを含む) 4. 原子力防災センターにおける活動の支援
情報班	技術課の係長		1. 社内対策本部との情報受理・伝達把握 2. 発電所対策本部内情報の整理・収集・記録・状況把握 3. 国・自治体等関係者との連絡調整 4. 社外関係機関への通報連絡および受信 5. 広報用資料の集約 6. 他の班に属さない技術事項
安全管理班	安全・防災室の係長 原子燃料課の係長	安全・防災室の係長、 原子燃料課の係長	1. 原子力災害合同対策協議会との情報交換 2. 事故状況の把握、評価 3. 事故影響評価と操作の検討 4. 発電所構内の警備、立入制限 5. 防護施設の利用 6. 原子力防災センターにおける活動の支援
放射線管理班	放射線管理課長	放射線管理課の係長	1. 発電所内外の放射線、放射能の測定、状況把握 2. 被ばく管理、汚染除去、拡大防止措置 3. 放射線管理資機材の整備・点検 4. 災害対策活動に伴う放射線防護措置 5. 原子力防災センターにおける活動の支援
発電班	発電室長**	発電室の係長、定検課長、 当直課長、当直主任	1. 事故状況の把握、整理 2. 事故拡大防止のための情報 3. 発電所設備の保安維持 4. 原子力災害合同対策協議会における情報収集 5. 消火活動
保修班	保安計画課長 電気保修課長 計装保修課長 原子炉保修課長 タービン保修課長 土木建築課長	保安計画課長、電気保修課長、 計装保修課長、原子炉保修課長、 タービン保修課長、土木建築課長 の係長	1. 事故原因の究明、応急対策の立案・実施 2. 発電所諸設備の整備・点検 3. 見学者、協力会社員等の進退・避難措置 4. 負傷者救助 5. 消火活動 6. 連携操作が可能な装置等の操作
特命班	副本部長または 本部付	指名された者	1. 不測の事態への対応

\* 1：原子力防災管理者は、機敏号機で同時に特定事象が発生した場合または特定事象に至ると判断した場合、以下の対応を行う。  
・副本部長または本部付から号機ごとの指揮者を指名して必要な対応にあたる。  
・号機ごとの対応者を明確にするよう発電所対策本部の各班長に指示する。  
\* 2：第一発電室長および第二発電室長を総務して発電室長と配す



大飯発電所原子力事業者防災業務計画読替表

現行

別図2-2-2 本店警戒本部および本店原子力緊急時対策本部の組織

本店本部長	班および係		主な任務	警戒体制 *3	人数	原子力 防災体制	人数
	班	係					
原子力設備班	班	情報係*1	本部指示の伝達、社内外情報の収集・連絡・記録、関係官公庁への報告、災害状況の把握、他原子力事業者への応援要請	○		○	
		安全支援係*1	事故対応の把握・監視の支援、アゲンダ・イベントへの支援、河川治水防止措置に関する支援、放射線影響範囲の推定等に関する支援、原子力緊急事態支援組織との連携	○		○	
		技術支援係*1	原子力発電設備の被害状況の把握、事故拡大防止策に関する支援、事故原因の究明・除去に関する支援、復旧対策に関する支援、原子力発電設備の設計工事情報の確認、プラントメーカーおよび建設会社との連携	○	28	○	29
		特命支援係*1	原子力設備班長が指示する事項			○	
		情報連絡係	他の班との情報連絡			○	
		火力係	火力発電設備(建設工事中のものを含む。)の災害防止、被害状況の把握、復旧対策の樹立、経済産業省に対する報告、電力広域的運営推進機関への対応、火力発電所による供給体制の確立			○	
		水力係	水力発電設備(建設工事中のものを含む。)の災害防止、被害状況の把握、復旧対策の樹立、国土交通省に対する報告、ダムの安全確保措置			○	
		工務係	送電・変電設備(建設工事中のものを含む。ただし、他の係の分掌事項を除く。)・大規模光熱発電設備(建設工事中のものを含む。)の災害防止、被害状況の把握、復旧対策の樹立、経済産業省に対する報告(※)、電力広域的運営推進機関への対応(※)、発電事業者および小規模発電事業者への対応(※)、電力ネットワーク技術、通信、系統運用(需給を除く)、水力、土木建築関係を含む。			○	
		系統運用係	制御設備(建設工事中のものを含む。ただし、他の係の分掌事項を除く。)の災害防止、被害状況の把握、復旧対策の樹立、当社エリア内の需給バランスの検討および対応、電力広域的運営推進機関との協定調整			○	
		ネットワーク技術係	配電設備の災害防止、被害状況の把握、復旧対策の樹立、関係機関への応急電灯対応、お客さまへの対応(広線車等)			○	
		ガス係	ガス事業法適用設備、熱供給事業法適用設備(建設工事中のものを含む。)の災害防止、被害状況の把握、復旧対策の樹立、経済産業省に対する報告、ガス事業者に対する報告、ガス事業者のお客さまへの緊急対応			○	24
		通信係	情報処理設備、通信設備の災害防止、被害状況の把握、復旧対策の樹立、データ送受信の確保、非常災害時の通信手段の確保、総務省に対する報告、本部アグリ会議システムの設定、通信系統およびその機能確保、携帯電話の確保・転送			○	
		土木係	土木設備の災害防止、被害状況の把握および復旧対策の樹立に係る他係への指導および支援			○	
建築係	建築物の災害防止、被害状況の把握および復旧対策の樹立に係る他係への指導および支援			○			
研究開発設備係	研究開発設備(建設工事中のものを含む。ただし、他の係の分掌事項を除く。)の災害防止、被害状況の把握、復旧対策の樹立			○			
総括係*2	本部の運営・運営、行政(危機管理部門)・社外防災機関との連携(要員派遣を含む)、本所要員の召集、通話制限、燃料・ヘリコプター・要員等の会社融通調整、他の班および係に係る事項、各班および係の分掌事項に関する緊急調整			○			
生活物資係	食料、飲料水、衣服、宿泊施設、仮設トイレ等の生活物資の確保・輸送、社屋防護			○			
社外情報係	道路状況、火災発生状況、公衆電話回線、水道、ガス等の被害状況、避難勧告地の調査			○			
気象情報係	気象情報の把握			○			
地域係	行政・地域に対する支援活動			○			
救急係	役員・役員家族等の安否確認、役員の宿泊場所の確保、役員出勤時の交通手段の確保			○			
労務係*2	労働組合対応、従業員の出社状況の把握、職務に関する事項、従業員・従業員家族等の安否確認および被災状況の把握、災害予防、一般交通機関の稼働状況の把握、社宅・寮等の被害状況(利用可能状況)の把握、その他被災従業員および従業員家族等に対する支援			○			
保健係*2	従業員の健康管理、医療・防疫対策に関する事項、原子力災害医療対策に関する支援			○			
用込係	業務設備等の災害防止、業務設備等の移転および仮設の対応		11	○	37		
経理係	資金の確保、出納、被害額、復旧概算額の把握、対策費用の経理審査			○			
資材係*2	資材の調達・輸送、他電力からの資材・役務の融通調整、復旧車両両成の燃料の調達・輸送、ヘリコプターへの確保、物資の陸上輸送手段の確保、契約関係			○			
自社需給係	自社需給に対する供給力確保			○			
燃料係	燃料の備蓄・管理、海上輸送手段の確保に関する生活物資係の支援、復旧車両両成の燃料確保に関する資材係支援			○			
グループ事業係	関係会社に関する被害状況の把握、関係会社との連携に関する事項			○			
国際係	災害時の国際関係支援活動			○			
広報係*2	社外報道機関への対応、マスメディアを通じた安全および復旧状況等に関する広報、社内広報媒体での社内情報提供、関係自治体への広報			○			
お客さま係	重要負荷の被害状況の集約、検針・集金業務遅滞状況の把握および対策の策定、お客さまへの対応(ガス、熱供給事業等を含む)、委託集金人の安否確認および被災状況の把握			○	11		
立地係	立地地点の自治体等関係機関への広報			○			
予備班	本部長の指示により応援			-	-		

即応センター対応チーム*1	センターの設置・運営、会議の事務、関係者庁派連要員の対応	○	10	○	10
現地支援チーム*1	拠点の選定、支援物資の調達・輸送・管理、区域出入管理・汚染測定	○	15	○	15
住民対応チーム*1	自治体との連携、避難所・被災者・地域モニタリングの対応計画作成	○	10	○	10
損害賠償担当チーム*2	相談窓口の設置、補償対応計画の作成	○	12	○	12

\* 1: 本店原子力緊急時対策本部(若狭)で活動する係およびチームを示す。  
\* 2: 本店原子力緊急時対策本部(若狭)においても活動する係およびチームを示す。  
\* 3: 警戒体制発生時において機動的に設置する係を示す。







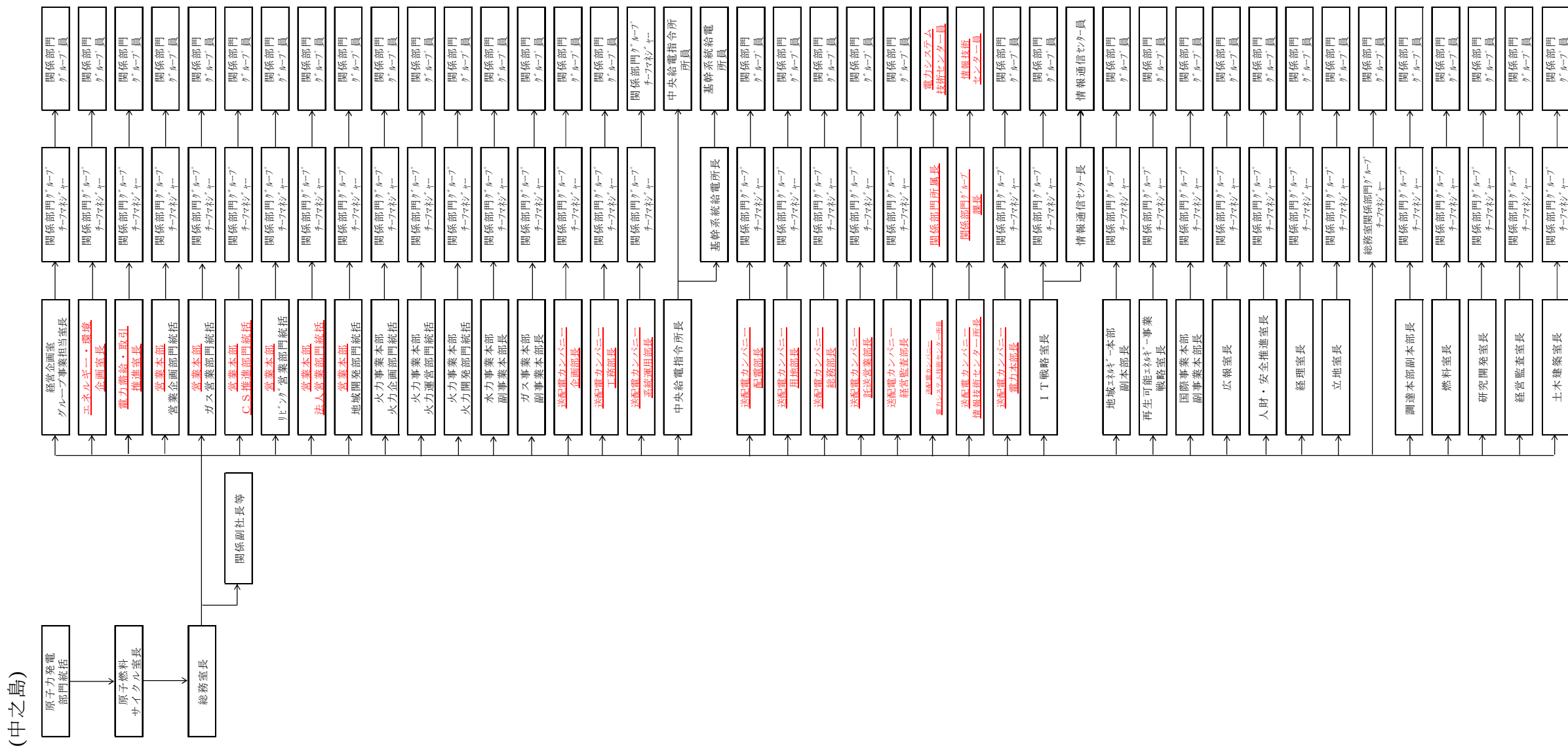


大飯発電所原子力事業者防災業務計画読替表

読替後

説明

別図2-2-5 本店対策本部要員の非常招集連絡経路 (2/2)



・分社化を見据えた本店組織名称の変更による読み替え (以下、同じ。)

(中之島)